

日本学生支援機構 奨学金

新規採用者説明会 (貸与・給付採用者用)

2024年 学生支援課



札幌学院大学
SAPPORO GAKUIN UNIVERSITY

- 日本学生支援機構奨学金 採用後の手続きについて
- 2024年度日本学生支援機構奨学生 採用決定通知に係る「奨学生証」の交付について
※給付と貸与とで内容が異なります。
- 奨学生証
※採用となった奨学金ごとに発行されています。
- スカラネット・パーソナルの登録案内

● 給付奨学生証

自身の奨学生番号や給付月額、支援区分等の奨学生情報が印字されています。

※自宅外生の方も、自宅生月額が印字されていますのでご承知おきください。
別途ご提出いただいている自宅外通学証明書類の処理完了後、自宅外通学月額が振り込まれるようになります。

※「給付奨学生のしおり（全体版）」は日本学生支援機構のホームページ及びMoodleに掲載しています。
必ず確認するようにしてください。

スカラネット・パーソナル（スカラP S）とは

奨学金情報を確認したり、各種届出などの手続きができます。

奨学金継続のために必要な手続き（「奨学金継続願」や「在籍報告」等）は、スカラP Sを通じて行います。

手続きを行う時までには、新規登録をしておく必要がありますので、忘れずに登録をしてください。

（既に採用となっている奨学金があり、スカラネット・パーソナルの登録手続きをしている場合は、改めて登録をする必要はありません。以前に登録したIDとPWでログインすると、今回採用となった奨学金情報が紐づけられていますので、確認してください。）

スカラネット・パーソナル（スカラPS）とは

貸与・給付中の方

■ ご登録・ご利用ください ■

スカラネット・パーソナル



<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

スカラネット・パーソナルとは

スカラネット・パーソナル（スカラPS）とは、日本学生支援機構の奨学生の方が、ご自分の奨学生番号、貸与・給付期間、月額、総額（予定）、振込口座情報等、奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧することができる情報システムです。パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも利用可能です。



スカラPSの利用方法

？ 奨学金の状況を確認

いつまで奨学金を利用できる？

毎月の金額を知りたい

登録情報を確認したい

振込口座を確認したい

スカラPSで確認できません。

！ 奨学金の継続手続き

以下の手続きは「スカラPS」を利用して行います。

〈貸与奨学金・給付奨学金とも必要〉
奨学金継続願提出（毎年12月～2月頃）

手続きを行わないと奨学金が止まります。

〈給付奨学金のみ必要〉
在籍報告（毎年4月・7月・10月）
※令和2年度は7月・10月のみ実施

＊スカラネット・パーソナルにご登録ください。＊

スカラネット・パーソナル（スカラPS）を初めてご利用いただく方は、下記の手順に従い、新規登録の手続きを行なってください。

準備するもの：奨学生番号、奨学金の振込口座番号

- 1 スカラPSにアクセス** アクセス方法は、2つ

○QRコードを読み込む 

○日本学生支援機構のホームページ (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>)にあるバナーをクリック 
 - 2 「ログイン・新規登録」ボタンをクリック**

新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。
 - 3 「新規登録」ボタンをクリック**

スカラPS確認情報入力画面が表示されます。
 - 4 確認情報を入力し、「送信」ボタンをクリック**

奨学生番号、生年月日、性別、氏名（カナ）、振込口座番号等を入力します。

○「スカラネット・パーソナル利用規約」を確認してください。
○「スカラネット・パーソナル利用規約」に同意いただけない場合、スカラPSを利用することはできません。
 - 5 ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。**

ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録します。

○パスワードは定期的に変更してください。
○6ヶ月以上ログインしないと、情報保護のため、パスワード変更を求める警告メッセージが表示されます。
- 登録完了**
- 「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。
- これで新規登録は完了です。
ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワード・奨学生番号を使ってログインしてください。

裏面の手順に沿って登録をしてください。
給付奨学生の方は9月までに、貸与奨学生の方は12月までに登録をしておく必要があります。

- **給付奨学生としての心構え**

給付奨学生としての心構え

- (1) 給付奨学金制度について、十分に理解してください。**
- (2) 学校から奨学金の説明を受け、支給中の手続きなど、学校の指示を守ってください。手続きについては、情報ポータルでご連絡しますので、見落とさないようにしてください。**
- (3) 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。**

●**給付奨学生の皆さんに
知ってほしいこと**

採用後の手続きについて ～在籍報告～

在籍報告（毎年4月・10月） ※採用初年度は、10月のみの実施です



給付奨学生のしおり
2ページ、23ページ

- ・ 給付奨学金の受給にあたり、給付奨学生は、大学に在籍していること及び生計維持者情報等を、毎年4月・10月にスカラネット・パーソナルから入力する必要があります。
- ・ 定められた期限までに入力が無く、大学等に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の振込が止まります。
- ・ 大学からの指示に従い、定められた期限までに正確に入力をしてください。

手続期限については、手続期間開始頃に情報ポータルでご連絡します。
見落とさないように十分に気をつけてください。

採用後の手続きについて ～在籍報告～

(1) 報告方法

在籍報告は、スカラネット・パーソナルを通じて学生本人が日本学生支援機構に報告します。事前に、スカラネット・パーソナルに登録をしてください。

在籍報告は、スカラネット・パーソナルから「在籍報告」の画面にアクセスし、在籍状況や生計維持者情報等について入力します。

(2) 対象者 : 在籍報告月の前月までに採用されている給付奨学生

(3) 実施時期 : 毎年4月・10月に実施します（採用初年度は10月のみ）

(4) 入力期間 : 概ね1週間ほど設けます。報告期間が近くなりましたら大学から情報ポータルでご連絡します。

(5) 報告内容 : 在籍状況、生計維持者情報、住所情報、国籍情報、通学形態、資産情報 等

毎年4月の在籍報告において報告された生計維持者と給付奨学生（あなた）の情報をもとに、当該年度10月以降の支援区分の見直しを行います。4月の在籍報告において新しい生計維持者の報告をした場合は、その生計維持者のマイナンバー書類の提出が必要となります。

適格認定（家計）（毎年10月）



給付奨学生のしおり
29ページ

- ・毎年、あなた及び生計維持者の収入状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間の支援区分を決定します（家計急変採用の場合は3か月毎に行います）。
- ・支援区分の変更がある場合は、支給月額が変更されます。支援区分に基づく支給月額は給付奨学生のしおりの「支給月額一覧表」（39ページ）を参照してください。
- ・給付奨学金の支援区分の変更があり、第一種奨学金を受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額が変更される場合があります。変更後の金額については、給付奨学生のしおりP.41をご確認ください。

見直し後の支援区分は、例年9月上旬頃からスカラネット・パーソナルから確認ができるようになります。別途情報ポータルでご連絡しますので、見落とさないにしてください。

採用後の手続きについて ～適格認定（家計）～

支援区分見直しの結果、いずれの支援区分にも該当しない場合は、支援対象外となり、10月以降の奨学金の支給が止まります。

翌年度の見直しの際に再度いずれかの支援区分に該当した場合は、給付奨学金の振込が再開（復活）されます。

また、支援区分の見直しは毎年1回（10月）です（家計急変採用者は3か月毎）。生計維持者や、資産額、生計維持者が扶養する子どもの数、在籍する学科等に変更が発生した都度、見直しを行うものではありません。

適格認定（学業）（毎年学年末）



給付奨学生のしおり
3ページ、27～28ページ

- ・ 給付奨学生として採用された後も、あなたの学修状況や生活状況を定期的に、大学が日本学生支援機構へ報告します。大学からの報告に基づき、日本学生支援機構は給付奨学金継続等に係る必要な措置をとります。この手続きを「適格認定（学業）」といいます。
- ・ 「適格認定」の結果により、給付奨学金の支給が廃止、もしくは停止となることがあります。また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

採用後の手続きについて ～在籍報告～

(1) 適格認定の実施時期

学業成績による適格認定は、学年末に実施されます。

(2) 適格認定（学業）の基準

次ページのスライドと、配布している「2024 年度日本学生支援機構奨学生採用決定通知に係る「奨学生証」の交付について」をご確認ください。

適格認定（学業成績）について

学業成績

給付奨学生の学業成績継続基準

<取得単位数>

1年終了時：31単位以上 2年終了時：62単位以上 3年終了時：93単位以上

<GPA（成績の平均値）>

通年GPAが所属する学部の上位3/4に該当すること

※取得GPAが所属する学部の下位1/4に該当すると「警告」判定となります

「警告」判定及び「廃止」判定となる事由については配布の「2024年度日本学生支援機構奨学生（6月）採用決定通知に係る「奨学生証」の交付について」をご確認ください。

※通年GPA下位1/4のラインは年度によって変わります。下表は、2023年度のGPA1/4のラインです。

(参考)

	1年終了時	2年終了時	3年終了時
人文学部	1.96	1.87	2
法学部	1.63	1.4	1.5
経済経営学部	1.58	1.77	1.74
心理学部	2.5	1.87	2.26

2023年度は、左表の数値以下のGPAを取得した方は「警告」判定となっています。

給付月額の変更等①

●自宅外通学の取扱いについて



給付奨学生のしおり

11～13ページ

自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、学校に所定の様式（「通学形態変更届（自宅外通学）」）と証明書類（アパートの賃貸借契約書等のコピー）を提出する必要があります。皆さんには、指定した期日までに提出していただいておりますが、まだ提出していない方、あるいは、今後引っ越し等で自宅外学生になった場合は、上記の手続きが必要となりますので、必ず学生支援課に申し出てください。

※提出が遅れた場合は、証明書類が提出された月から自宅外通学の給付月額に変更されます。変更が生じた時点で速やかに学生支援課に申し出てください。

書類を学生支援課に提出した月の翌月から数えて、**概ね3か月後の奨学金振込日から自宅外通学月額に切り替わります**。その際に、前月までの差額もまとめて振り込まれますので、口座を確認してください。



● 他の国費（※）による給付金との重複

奨学生本人が他の国費（※）による給付金を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は学校に申し出てください。

※「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金訓練手当」

● 在留資格等の変更（外国籍の場合）

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、証明書類の提出が必要です。所定の用紙（給付奨学金「在留資格証明書類」提出書）と証明書類（「在留カード」のコピー等）を学校に提出してください。

※在留資格の要件：法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（将来日本に永住する意思のある人に限る。）

家計が急変した場合



給付奨学生のしおり
15～16ページ

定期的な募集（春・秋、予約採用）により給付奨学金の支給を受けていても、以下の予期できない事由により家計が急変した場合は、**家計急変採用の取扱いへと変更**することができます。

家計急変事由が発生した場合は、速やかに大学に相談してください。

- A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る。）
- D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ①上記A～Cのいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- E：本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった

※家計急変採用の取扱いに変更した後は、3ヶ月ごとの支援区分の見直しがあり、変更前の定期的な募集による採用の取扱いへと戻すことはできません。

大学へ申し出が必要なとき



給付奨学生のしおり
11ページ、17～22ページ

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

<input type="checkbox"/> 改氏名	<input type="checkbox"/> 振込口座の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 通学形態の変更 (自宅通学・自宅外通学)
<input type="checkbox"/> 休学・留学※学籍が「休学」の場合・復学	<input type="checkbox"/> 転学・編入学
<input type="checkbox"/> 他の国費受給	<input type="checkbox"/> 転学部 (科)
<input type="checkbox"/> 停止 (奨学生による申出)	

最後に…

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※ 振込日は、4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する連絡は（原則情報ポータルで行います）、必ず確認し、書類の**提出期限は守ってください**
- 休学・退学・留学等の場合は、学生支援課奨学金担当窓口に届け出てください。
- 給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。⇒「併給調整」

**奨学生の自覚をもって、これから充実した
学生生活を送ってください。**

日本学生支援機構

貸与奨学金の採用について

●奨学生証

※採用になっている奨学金毎に発行されています。貸与月額や貸与期間等の奨学生情報が印字されています。

●返還誓約書

※この後説明しますが、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、期日までに提出してもらおう大切な書類です。

●貸与奨学生のしおり(ダイジェスト版)

※全体版は、日本学生支援機構のホームページに掲載されています。なお、札幌学院大学のMoodleにも掲載していますので、必ず確認してください。

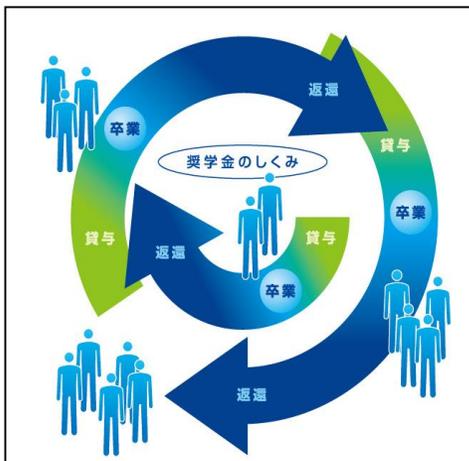
●返還誓約書記載事項訂正届（様式25）

●保証依頼書・保証料支払依頼書（機関保証制度選択者のみ）

●返還保証書（該当者のみ）

- **貸与奨学生としての心構え**

貸与奨学としての心構え



貸与奨学生のしおり
(ダイジェスト版) 1ページ
(全体版) 4～5ページ

- (1) 奨学金制度について、十分に理解してください。
 - ◎ 日本学生支援機構の貸与奨学金は、**借りるもの**です。
 - ◎ 奨学金を借りるのも、返すのも皆さん自身です。
 - ◎ **借り過ぎに注意**してください。
- (2) 学校から奨学金の説明を受け、貸与中の手続きなど、学校の指示を守ってください。手続きについては、情報ポータルでご連絡しますので、見落とさないようにしてください。
- (3) 奨学生としての自覚と責任を持って、勉学に励んでください。

- **貸与奨学生として知っておいてほしいこと**

返還誓約書の提出

「返還誓約書」を期日までに提出しない場合、奨学金を借りることはできません。
また、既に振り込まれている奨学金全額を一括で返金していただくこととなります。
期日までに必ず提出してください。

※既に奨学金の辞退を希望する場合でも既に奨学金の振込は発生しているため、提出は必須です。

詳細はこの後説明します

採用後の手続きについて ～継続願～

貸与奨学金継続願の提出（毎年12月頃）



貸与奨学生のしおり
（全体版）61～65ページ

- ・貸与奨学生は、翌年度4月以降も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年1回日本学生支援機構に届け出なければなりません。この手続きが「奨学金継続願」の入力です。
- ・「奨学金継続願」入力時には、直近1年間のあなたの収支状況を報告してもらいます。貸与奨学生のしおりP.61をご確認ください。
- ・みなさんが「奨学金継続願」を提出した後、大学は奨学生として適格か否か等を確認し、奨学金継続の可否を判断します（適格認定（学業）といいます。後ほど詳しく説明します。）。その結果によっては、翌年度の奨学金が継続できない場合もあります。

採用後の手続きについて ～継続願～

(1) 「奨学金継続願」の入力方法

「奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから皆さんが日本学生支援機構に届出ます。事前に、スカラネット・パーソナルに登録をしてください。

「奨学金継続願」はスカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、引き続き翌年度4月からの奨学金の振込を希望するかを選択するとともに、その他の必要事項を入力します。なお、給付奨学金を併せて利用している方で、貸与額が0円の場合であっても、「奨学金継続願」の提出は必要です。

(2) 入力期間： 例年12月～1月です。12月に説明会を実施し、手続きについて説明を行います。大学から情報ポータルでご連絡しますので、見落とさないようにしてください。

(5) 報告内容： 住所情報、経済状況の報告 等

報告内容等の詳細については、貸与奨学生のしおりP.61、62をご確認ください。

適格認定（学業）（毎年学年末）



貸与奨学生のしおり
（全体版）61～65ページ

- ・大学は、皆さんの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否かを認定し、日本学生支援機構に報告します。大学からの報告に基づき、日本学生支援機構は学業成績等に応じて奨学金継続に係る必要な措置をとります。これを「適格認定（学業）」といいます。
- ・「適格認定（学業）」の結果によっては、奨学金の貸与が廃止されたり、停止されたりすることがあります。
- ・奨学生としての自覚と責任をもって、勉学や学校生活に励んでください。

(1) 適格認定の実施時期

学業成績による適格認定は、学年末に実施されます。

(2) 適格認定（学業）の基準

次ページのスライドと、配布している「2024年度日本学生支援機構奨学生採用決定通知に係る「奨学生証」の交付について」をご確認ください。

採用後の手続きについて ～適格認定（学業）～

学業成績	<p>貸与奨学生の学業成績継続基準</p> <p><取得単位数></p> <p><u>1年終了時：31単位以上</u></p> <p><u>2年終了時：62単位以上</u></p> <p><u>3年終了時：93単位以上</u></p> <p>継続基準を下回り、奨学金が打ち切りとなってしまうよう注意してください。</p>
------	--

大学へ申し出が必要なとき

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限がありますので、事由が発生したら早急に申し出てください。

<input type="checkbox"/> 改氏名	<input type="checkbox"/> 振込口座の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 貸与月額の変更（増額・減額）
<input type="checkbox"/> 休学・復学	<input type="checkbox"/> 利率の算定方法の変更（第二種のみ）
<input type="checkbox"/> 留学	<input type="checkbox"/> 返還方式の変更（第一種のみ）
<input type="checkbox"/> 転学・編入学	<input type="checkbox"/> 連帯保証人・保証人の変更 （住所変更等含む）
<input type="checkbox"/> 転学部（科）	<input type="checkbox"/> 機関保証制度への変更（機関保証制度から 人的保証制度への変更はできません。）



貸与奨学生のしおり
（ダイジェスト版）3ページ
（全体版）

2ページ、8ページ、

12ページ、14ページ、47～58ページ



奨学金の返還は、貸与終了月の翌月から数えて7か月目から始まります。3月に貸与終了した場合は、その年の10月から返還が始まります。

(1) 奨学金の返還方法

奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替（引落とし）により行います。

①振替用口座の加入手続き

貸与終了時期になったら、スカラネット・パーソナル又は金融機関の窓口で、奨学金の返還に使用する振替用口座の加入手続きをしていただきます。（奨学生本人名義以外の口座でも登録可能）

②返還方法（定額返還方式選択者）

「月賦返還」と「月賦・半年賦併用返還」のどちらかを「返還誓約書」提出時（これから提出するものです）に選択していただきます。その選択に基づいて、貸与終了後の返還額が決定されます。

※所得連動返還方式を選択している方は、「月賦返還」のみ選択可能です。

奨学金の返還を延滞したとき



貸与奨学生のしおり
(全体版) 7~8ページ、81ページ



(1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった割賦金に対し、年3%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

(2) 請求・督促

延滞すると、文書に併せて電話で督促が行われます。

(3) 個人信用情報機関への登録

返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、登録の対象となります。登録後は、返還完了まで毎月情報が更新されます。返還完了後も、5年間は情報が登録されます。

等、返還を延滞すると、皆さん自身に不利益が生じることになってしまいます。
奨学金の返還に困ってしまうことのないよう、奨学金は計画的に借りましょう。

奨学金貸与・返還シミュレーションを活用してください！

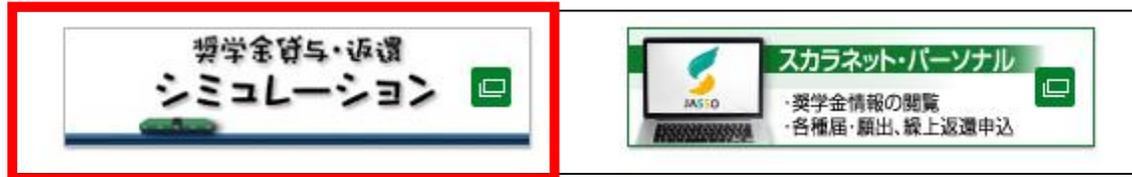


貸与奨学生のしおり

(ダイジェスト版) 2ページ (全体版) 88ページ

貸与月額等の条件を設定することで、返還総額や返還回数、毎月の返還額などについて試算を行うことができるシステムです。返還額について事前に確認するために活用しましょう！

登録手続き不要です！



「日本学生支援機構奨学金 返還シミュレーション」と検索

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

- **返還誓約書について**

「返還誓約書」について



貸与奨学生のしおり

(ダイジェスト版) 2ページ、4～12ページ

(全体版) 1ページ、20～44ページ



札幌学院大学
SAPPORO GAKUIN UNIVERSITY

- 「返還誓約書」は、あなた（奨学生本人）と本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。これからあなたが貸与を受ける奨学金金の貸与及び返還の条件等を確認するために作成します。
- 奨学生全員が、必ず、「返還誓約書」を提出期限までに提出しなければなりません。
- 「返還誓約書」には、申込みの際にあなたがスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した内容が印字されています。

「返還誓約書」は期日までに必ず提出してください。
提出がない場合は、**採用を取り消すとともに、振込済みの奨学金の全額を速やかに返金することとなります。**

「返還誓約書」について



貸与奨学生のしおり

(ダイジェスト版) 2ページ、4～12ページ

(全体版) 1ページ、20～44ページ



札幌学院大学
SAPPORO GAKUIN UNIVERSITY

- ・ 給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合、第一種奨学金が自動的に調整（併給調整）され、貸与額が0円となる場合があります。その場合も「返還誓約書」の提出は必須です。
- ・ 第一種奨学金が併給調整されている場合でも、「返還誓約書」には申込時の希望月額で予定の貸与終期まで受ける場合の借用総額が印字されています。ただし、奨学生証に印字されている給付併給による調整後の貸与月額が申込時の希望月額を上回る場合は、併給調整後の月額により算出されています。

★ 「返還誓約書」の内容

「返還誓約書」には、あなたがスカラネット(予約採用の人は進学届)で入力した申込情報に基づき、借用金額、貸与の条件、返還の条件、保証の種類等が印字されています。

誤りのないことを確認し、誤りがある場合は「返還誓約書」を訂正する必要があります。

「返還誓約書」について

① 返還誓約書
【第二種機関保証】
(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿
私は、独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程その他の諸規程によって
確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約し
ます。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号につい
ては、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用
情報同意事項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学資貸与金は、
第二種奨学金（奨学）であり、機関保証を選択しました。

② 借入金額
¥ 2 4 0 0 0 0 0

③ 奨学生番号 0AA-AA-XXXXA
在学校 日本学生支援大学
住所 〒 135 - 8630
東京都江東区青海 2-2-1
電話番号 03-XXXX-1111 携帯電話番号 090-XXXX-6666
氏名 (奨学 太郎) フリガナ シロタ タロウ
署名
平成 XX 年 11 月 11 日生 性別 男

④ 借入条件 (予定)
20XX 年 4 月 ~ 20XX 年 3 月 48 月 50000円 240000
年 月 ~ 年 月 月 円 円
年 月 ~ 年 月 月 円 円

⑤ 返還条件 (目安)
月賦 毎月27日 180 回 16769 円 16769 円 16917 円
1 月賦返済時の総支払い額(利息込み) 3018568 円
月賦 毎月27日 180 回 8384 円 8384 円 8516 円
2 月賦返済時の総支払い額(利息込み) 50365 円 50365 円 50361 円
併用返済時の総支払い額(利息込み) 3019908 円

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮
計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

【参考】令和4年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.605%、増額貸与部分は年0.805%）で
計算した場合の返還額（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

返済	返済期日	返済回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦	毎月27日	180回	13989円	13989円	14161円
返還	月賦返済時の総支払い額	(利息込み)			2518192円
併用	月賦分 毎月27日	180回	6994円	6994円	7121円
返還	併用返済時の総支払い額(利息込み)	30回	41980円	41980円	42006円
					2518473円

返済の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返済」又は「月賦・半年賦併用返済」とします。併し、右印字の返済方式が「前借後払返済方式」の場合は、
「月賦・半年賦併用返済」は選択できません。割賦金総額は予定であり、確定した金額は、貸与終了時に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、
本返還誓約書の「返済方法」の項を参照してください。

※前借後払方式の返済対象者が第一種奨学金の貸与を受けるには、借入金額に付いては、裏面「返還誓約書(奨学)」の36番条項に付いて、
※人的保証とは連帯保証人及び保証人による保証を受ける制度、機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。
※機構は、奨学金の貸与を受けた者が奨学生としての身分を失った際には、「借入金額」以上に貸与した奨学金の借入金を貴校に負担するものとします。
※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学生に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。
※ご利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び募集委託先に必要に応じて提供
されますが、その他の目的には利用されません。機関保証担当者については、機構が保有する個人情報以外の、保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。
また、行政機関及び公益法人等から奨学金の返還受給の防止等のために開示があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

① 皆さんが利用する奨学金の種類

② 希望月額で、予定の貸与終期まで奨学金の貸与を受けた場合の
借用総額

※第一種奨学金と給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種
奨学金の貸与月額が調整されます。その場合でも、申込時の
希望月額を借りた場合の借用総額が印字されています。

③皆さんの奨学生番号・住所・氏名・フリガナ・電話番号・生年月日
が印字されています。

④予定する貸与期間、貸与月額などが印字されています。

「返還誓約書」とは

返還の条件 (目安)	返 還 期 日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	✓ 月賦返還 1	毎月27日		180回	16769円	16769円
月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)					3018568円	
✓ 併用返還 2	月賦分	毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円
併用返還選択時の総支払い額(利子込み)						3019908円

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

①月賦返還1：毎月定額での返還方法 (上記の場合)

毎月27日に、16,769円を返還する。最終返還月のみ端数分を加え、16,917円を返還する。
月賦返還選択時の総支払額は、3,018,568円となる。

②併用返還2：返還金の半分については毎月返還し（月賦分）、もう半分については半年に1回（1月と7月に） 返還する（半年賦分）、月賦と半年賦とを併せた返還方法

(上記の場合)

毎月27日に、8,384円（最終返還月のみ8,516円）を返還し、毎年1月・7月の2か月は、50,355円（最終返還月のみ50,361円）を返還する。
併用返還選択時の総支払額は、3,019,908円となる。

「返還誓約書」とは

第二種奨学金（有利子貸与）については、「返還の条件（目安）」に印字された返還額はあくまでも目安です。

返還の条件 (目安)	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	月賦返還 1	毎月27日	180回	16769円	16769円	16917円
	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)				3018568円	
併用返還 2	月賦分	毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円
	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)				3019908円	

注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は、年3.2%）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

[参考] 令和4年11月貸与終了者に実際に適用された利率（年0.605%、増額貸与部分は年0.805%）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	180回	13989円	13989円	14161円	
	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)				2518192円	
併用返還	月賦分	毎月27日	180回	6994円	6994円	7121円
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	41980円	41980円	42006円
	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)				2518473円	

第二種の返還誓約書の「返還の条件（目安）」に印字されている割賦金や総支払額は、利子分を含めた金額になっていますが、上限利率の年3.0%（増額貸与部分は年3.2%）で仮計算された暫定のものです。
返還の際に適用される利率は貸与終了時に決定されます。印字された金額は確定したものではありません。

過去に実際の貸与終了者に実際に適用された利率で計算した場合の返還例が、返還誓約書の左下に印字されていますので、参考にしてください。

「返還誓約書」について

7

⑦機関保証制度選択者は、「本人以外の連絡先」として登録した方の情報が印字されています。

人的保証制度選択者は、連帯保証人と保証人として登録した方の情報が印字されています。

※第一種奨学金において、下には「定期返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された前賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（所得が所得に連動して算出した前賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。

※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された前賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

※本人が未成年（18歳未満）の場合には、製作者が返還誓約書の記載内容及び借換の取扱いを確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名してください。製作者とは、別に定められた製作者のことで、製作者がない場合には、未成年後見人が同意していただく。

本人以外の 連絡先	住所 〒 153 - 8503 東京都目黒区駒場 4-5-29	
	電話番号 03-XXXX-3333 携帯電話番号 090-XXXX-7777	
	氏名（機構 次郎） フリガナ キコウ シロウ	印不要
	署名	
	続柄 おじ 昭和 XX 年 10 月 1 日生	***
	勤務先 電話番号 *****	
	*****記入不要*****	
***	住所 〒 -	
***	*****	
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****	
***	氏名 ***** フリガナ	***
***	署名 *****	
	続柄 ***** 年 月 日生	***
	勤務先 電話番号 *****	
***	住所 〒 -	
***	*****	
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****	***
***	氏名 ***** フリガナ	***
***	署名 *****	
	続柄 ***** 年 月 日生	***
***	住所 〒 -	
***	*****	
***	電話番号 ***** 携帯電話番号 *****	***
***	氏名 ***** フリガナ	***
***	署名 *****	***
	続柄 ***** 年 月 日生	***

添付書類

- ・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）



学校番号	104900
区分	00
学部学科	2006
学籍№	123456

★

※「借出金額」は、本人の選択した月額で貸与終了（予定）月まで借出した場合の金額が表示されています。「借出金額」は貸与中の本人からの借出率により、増減する場合があります。

20XX/04/XX
000001(20XX/04)

- **返還誓約書の作成方法**

返還誓約書の作成方法①

1. 返還誓約書の種類

4種類あります。

「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」の該当ページを確認し、作成してください。

返還誓約書の種類	「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」のページ	「貸与奨学生のしおり」のページ（日本学生支援機構ホームページ掲載）
第一種奨学金 機関保証	4～5ページ	32～33ページ
第二種奨学金 機関保証	4～5ページ	34～35ページ
第一種奨学金 人的保証	6～7ページ	36～37ページ
第二種奨学金 人的保証	6～7ページ	38～39ページ

返還誓約書の作成方法③ (人的保証P.6~7)

返還誓約書の記入例② (人的保証) 各自が署名等してください。

(第二種奨学金の返還誓約書を例にしています。)

①【奨学金の種類】
あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。
・貸与種別
第一種：無利子
第二種：有利子
・保証区分
人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

④【奨学生本人の住所】
住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。

⑤【奨学生本人の署名】
住民票の表記のとおり署名してください。旧字体が表記されている場合は、旧字体のまま署名してください。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットが漢字のどちらかで署名してください。

⑥【返還の条件】
「月賦返還1」または「併用返還2」のいずれかのボックスに✓を記入してください。

②【誓約日】
スカラネットで入力した誓約日です。

①【第二種人的保証】
返還誓約書 (兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)

③【借用金額】
現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。
借用金額 ¥ 2 4 0 0 0 0 0 0

④【奨学生本人の住所】
住所 〒 135 - 8630 東京都江東区青海 2-2-1

⑤【奨学生本人の署名】
署名 奨学 太郎

返済区分	返済回数	初回返済額	初回返済日	最終返済額	最終返済日
月賦返還	180回	16769円	16769円	16917円	16917円
併用返還	180回	8384円	8384円	8516円	8516円
併用返還	30回	50355円	50355円	50361円	50361円

※この欄には参考として過去に実際に適用された利率で計算した場合の返還例が印字されています。

⑦【連帯保証人・保証人の署名・押印】
選任された人が署名し、実印で押印してください。

⑧【続柄】
「その他()」と印字されている場合は()の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

⑨【添付書類】
必要な添付書類が印字されています。添付漏れがないようによく確認してください。申込時に奨学生本人のマイナンバーが未提出の場合は、「住民票」と印字されており添付が必要です。

【記入上の注意】
・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。(消せるボールペンの使用は不可)
・記入を誤った場合の訂正方法は本冊子の「返還誓約書の署名・押印・印字の訂正方法」(11ページ)を参照してください。

人的保証制度選択者の返還誓約書の記入事項

- 【奨学生本人】
→⑤・⑥に記入
※所得連動返還方式選択者は返還方法は「月賦返還」に限定されます。該当者には「*」が印字されています
- 【連帯保証人・保証人】
・それぞれが⑦に署名
・右横実印欄に実印を押す

返還誓約書の作成方法④

2. 返還誓約書に添付する書類

- 添付が必要な書類については、返還誓約書の右下をご確認ください。
- 第一種奨学金および第二種奨学金の両方を貸与（併用貸与）されている人は、それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。つまり、添付書類は2部ずつ準備していただくこととなりますので、ご注意ください。
- 第一種奨学金と併せて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた人も、それぞれの返還誓約書に書類の添付が必要です。添付書類は2部ずつ準備していただきます。

返還誓約書の作成方法⑤

★ 機関保証制度を選択した人

機関保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（1点）

必 要 書 類

保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書【機構・協会用】

保証依頼書の記入の仕方については、以下の資料を参照してください。

	「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」 のページ	「貸与奨学生のしおり」のページ
保証依頼書 【機関保証選択者のみ】	9ページ	30～31ページ

返還誓約書の作成方法⑥

★ 人的保証制度を選択した人

人的保証制度を選択した人が、返還誓約書に添付する書類（4点）

必要書類	
1	連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）
2	連帯保証人の収入に関する証明書類（コピー可、直近の1年間の収入が分かるもの） ※「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」P.8を確認してください。
3	保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）
4	返還保証書（選任条件を満たさない連帯保証人または保証人を選任した方のみ） と収入に関する証明書類
5	奨学生本人の住民票（マイナンバー未提出者のみ・コピー不可）

いずれの書類においても、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

返還誓約書の作成方法⑦

★返還保証書の提出が必要な人

連帯保証人・保証人の選任条件の例外として、以下に該当する方を選任することも可能ですが、その場合は、選任する方が貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）の返還を確実に保証できる資力を有すると認められることが条件となります。

- ・ 4親等以内の親族でない人を連帯保証人に選任する場合
- ・ 離婚した父母を保証人に選任する場合
- ・ あなたが養子縁組している場合のあなたの実父母を保証人に選任する場合
- ・ 配偶者の父母を保証人に選任する場合
- ・ 4親等以内の親族でない人を保証人に選任する場合
- ・ スカラネットに入力した誓約日時点（2024年4月以降）で「65歳以上」の人を保証人に選任する場合

返還誓約書の作成方法⑨

★返還を確実に保証できる資力を有することを証明するための条件と提出書類

詳細は、配布資料「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」の10ページ目を確認してください。

	条件	資産等に関する証明書類（コピー可）
A	給与所得者：年間収入金額 \geq 320万円 ※年金収入は給与として取り扱います。	所得証明書、源泉徴収票 年金振込通知書等
	給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220万円	所得証明書 確定申告書の控（税務署の受付印があるもの）
B	預貯金残高 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	預貯金残高証明書、取引残高報告書 ※返還誓約書に印字された日付より3か月前以降に発行されたもの
C	固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額（保証人は貸与予定総額の2分の1）	固定資産評価証明書

返還誓約書の作成方法⑩

★「返還保証書」の記入方法について

記入は、全て当該人物（連帯保証人または保証人）が行ってください。

- ・ 右上の日付欄（返還誓約書に印字された日付）
- ・ 当該人物の氏名・実印・生年月日・奨学生本人との関係
- ・ 奨学生氏名・奨学生番号・奨学生生年月日
- ・ 現在の資産の状況

→基準を満たす区分を確認し、金額と証明書類を準備してください。

I～Ⅲの区分のいずれかの基準を満たしていれば、すべての区分に金額を記入する必要はありません。

※例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません。

添付する証明書類に関する注意事項は、「返還保証書」の裏面に記載されていますので、確認してください。

【様式 13】

連帯保証人・保証人に4歳等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
(当該人物が①～④の注を確認の上、すべての項目を記入)

610～810～

返 還 保 証 書

年 月 日

(① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構奨学金について、借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認の上、4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還（保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の2分の1）を確実に保証します。

氏 名

(② 当該人物の署名(自署)押印、印は実印)



生年月日

年 月 日生

奨学生本人との関係

(③ 当該人物の生年月日を記入)

(④ 続柄を記入)

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	— —	年 月 日生

(⑤ 奨学生本人の氏名を記入) (⑥ 奨学生番号を記入) (⑦ 奨学生本人の生年月日を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧ 直近の資産等の状況が以下のI～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付する(金額欄に記入))	
区 分	金 額
I 給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	万円 年間収入金額が320万円以上 ※1万円未満は0円として
I 給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定	万円 年間所得金額が220万円以上 ※給与所得もあるときは、給与所得金額を年間所得金額に含める ※1万円未満は0円として
II 預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）（保証人は貸与予定総額（返還残額）の2分の1）以上 【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書 ・取引残高報告書（評価額のみわかるもの） ※証明書は返還誓約書に印字された日付（返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日）の3か月前以降に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書（評価額のみわかるもの） ・「登記事項証明書（全部事項証明書）」を併せて提出が必要。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は提出不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 ※登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産(不動産・預貯金)の証明書に関する注意事項」を参照 ※1万円未満は0円として
III IとIIを組み合わせる場合	万円 Iの金額+(IIの金額÷16) ※ (給与所得者の場合) 320万円以上 (給与所得者以外の場合) 220万円以上 ※1万円未満は0円として ※金額を積算するすべての証明書類

※いずれかの基準を満たしていれば、資産等のすべてを記入する必要はありません(例えば、給与収入額が基準を満たしていれば、預貯金があってもそれを記入する必要はありません)。
※詳細(記入例等)については、ホームページをご参照ください。(URL及びQRは裏面参照)

3. 記入時の注意点

➤ 署名について

- 黒または青のボールペン（消せるボールペン使用不可）で記入すること。
- 他の者と同一の筆跡は認められません。各自が署名をすること。
- なぞり書き（重ね書き）は不可。
- 書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は不可。

➤ 押印について（連帯保証人・保証人のみ）

- 実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）で押印すること。
- 朱肉を使用し押印すること。
- 欄内に押印すること。欄外の押印は認められません。

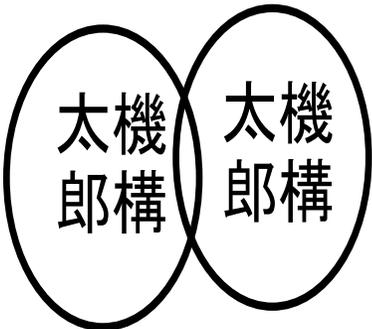
➤ 印字内容の訂正について

- 返還誓約書の印字内容を見て、間違いがないか確認をしてください。

返還誓約書の作成方法⑫

4. 正しい押印方法について

押印が正しくされていないと、不備として書類が戻されてしまいます。
しっかりと押印がされているか確認のうえ、提出してください。

					
鮮明	薄い	重ね印	二重印	欠け印	滲み印
○	×	×	×	×	×

返還誓約書の作成方法⑬

5. 署名・押印等の訂正方法について

[例]

○連帯保証人・保証人欄

支援 次郎	印
機構 次郎	次機 郎構

○奨学生本人・親権者・本人以外の連絡先欄

機構 太郎	印不要
奨学 太郎	* * *

- ※ 修正テープ、修正液の使用はできません。
- ※ 姓または名が同じでも、署名の訂正は必ず全て訂正してください。
- ※ 連帯保証人・保証人欄は訂正・変更した人の実印を訂正印として二重線の上に押してください。

6. 「返還誓約書」印字内容の訂正方法について

訂正箇所がある方は、「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」P.11を確認してください。

指示に従い、返還誓約書の印字内容を訂正してください。

印字内容を訂正する場合は、該当者が訂正する必要がありますのでご注意ください。

訂正箇所がある場合は、別途「**返還誓約書記載事項訂正届**」の提出が必要です。

「貸与奨学生のしおり（ダイジェスト版）」P.12の指示に従い、記入の上、返還誓約書に添付してください。

※返還誓約書1部に対して「返還誓約書記載事項訂正届」も1部必要です。

注意！

連帯保証人・保証人の印字内容を訂正する場合は、実印を訂正印として押印する必要があります。
署名をもらう際に必ず本人に訂正項目がないか確認してもらってください。また、添付する「印鑑登録証明書」に記載された住所や生年月日と「返還誓約書」に印字された住所や生年月日が一致することをご確認ください。

「返還誓約書」の提出期日

【書類提出締切日】

配布書類に記載している期日まで

【書類提出先】

学生支援課（どちらのキャンパスでも可）

配布資料「**日本学生支援機構奨学金 採用後の手続きについて**」の裏面に提出が必要な書類及び準備する際の注意点について記載していますので確認してください。

貸与奨学生として採用された皆さんへ



貸与奨学生のしおり
(ダイジェスト版) 1ページ
(全体版) 4~5ページ

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※振込日は、4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する説明会には出席し、書類の**提出期限は守ってください**。
- **借りすぎに注意してください**。
- **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口**に届け出てください。

奨学生の自覚をもって、これから充実した
学生生活を送ってください。